

大阪市多文化共生指針（仮称）の策定について

平成16年に改定した「大阪市外国籍住民施策基本指針」の基本的な考え方を踏襲しつつ、新たに来住する外国籍住民が増加し今後も増加することが想定されることを踏まえて、新たに大阪市多文化共生指針（仮称）を策定する。

1 新たな指針策定の背景

- ・グローバル化の進展などに伴い、外国籍住民が急増しており、また、その国籍やルーツ、在留資格が多様化している。
- ・家族帯同や永住資格を取るなど、新たに来住する外国籍住民の中にも日本に生活の基盤を有している方が増えている。
- ・平成31年4月の「出入国管理及び難民認定法」の改正に伴い、今後さらに外国籍住民が増えることが予想される。
→このような状況において、地域コミュニティにおいても外国籍住民の存在は年々大きくなってきている。
- ・外国人材の受入環境の整備として、基本的な生活環境を整えるということだけでなく、外国人と日本人が共に社会を構成する住民であるという視点で、外国人と日本人が共生した多文化共生の社会づくりに必要な施策を総合的に推進していくことがますます重要となっている。

2 策定スケジュール（案）

平成31年4月～秋	庁内の関係部局及び外部有識者による指針の検討 地域コミュニティや外国籍住民、関係団体等からの意見聴取
平成31年 秋～冬	指針（案）を作成し、パブリックコメントを実施
～平成32年3月	大阪市多文化共生指針（仮称）を策定

（参考）大阪市外国籍住民施策基本指針（平成10年策定、平成16年改定）

基本指針の目標

○外国籍住民の人権の尊重

日本語を十分に理解できないことなどから行政サービスの提供に不平等が生じないように配慮。例：多言語による情報提供や相談

○多文化共生社会の実現

互いの文化を尊重し、受容する態度を育むため、国際理解を深め、交流等を促進。
例：外国にルーツのある子どもの教育、日本語教育支援、国際理解・交流

○地域社会への参加

外国籍住民も地域社会の一員としてまちづくりに参加することのできる環境を整備。